

メール相談利用規約

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

平成 23 年 7 月 19 日

(最終改正 2023 年 4 月 1 日)

(総則)

第 1 条 この規約は、一般財団法人安全保障貿易管理センター（以下「CISTEC」という。）が提供するメール相談サービスの利用に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 CISTEC のメール相談サービスは、CISTEC の賛助会員、大学会員及びその他の大学法人を対象とする。

(相談の範囲)

第 3 条 相談の範囲は、原則として外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項から第 4 項及び同法 48 条第 1 項に関する相談（輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の該非判定、輸出管理内部規程、輸出許可申請の書類等、安全保障輸出管理に関する全て）を対象とする。ただし、裁判で係争中の案件等、CISTEC が適当でないと判断した場合は、対象外とすることができる。

(申込方法)

第 4 条 申込方法は、CISTEC ホームページから「企業のメールによる輸出管理相談 申込書」（様式 1）」又は「大学のメールによる輸出管理相談 申込書」（様式 2）をダウンロードし、必要事項を記入した上で申込むものとする。ただし、CISTEC がサービスを提供することが適当でないと判断した場合は、サービスの利用を断ることができるものとする。

(回答書)

第 5 条 メール相談の回答は、「企業のメールによる輸出管理相談 申込書」（様式 1）又は「大学のメールによる輸出管理相談 申込書」（様式 2）の回答欄に回答を記載することとし、これをもって回答書とする。

(料金等)

第 6 条 料金については次の通りとする。

賛助会員

CISTEC 賛助会員	無料

大学会員及びその他の大学法人

(税込料金)

	15 回まで ※1	16 回～ ※1
大学会員	無料	3,300 円/回 ※2
その他の大学法人	8,800 円/回 ※3	

※1 相談の回数は「大学のメールによる輸出管理相談 申込書」（様式 2）の数とするが、相談内容が複数ある場合、複数回としてカウントする。

※2 「大学のメールによる輸出管理相談 申込書」(様式2)が1通であっても、その内容が複数の相談であれば、「大学会員制度に関する規程 別表」に基づき、相談件数に応じて1,650円(税込)を加算する。

※3 「大学のメールによる輸出管理相談 申込書」(様式2)が1通であっても、その内容が複数の相談であれば、相談件数に応じて4,400円(税込)を加算する。

2. 支払方法は、請求書に記載されている料金を請求書に記載されている銀行に支払うこととする。

(機密保持)

第7条 CISTECは、相談を受けた内容の機密保持に責任を持つものとする。

(免責)

第8条 メール相談の回答は、安全保障貿易管理に関する助言であり、メール相談の回答により、利用者に不利益や損害が生じた場合であっても、CISTECの故意又は重大な過失の場合を除き、CISTECは一切責任を負わない。

(規約の改定)

第9条 CISTECは、この規約を変更した場合は、変更後の規約をCISTECのホームページに掲載するものとする。

附則 この規約は、平成23年7月19日から施行する。

附則 この改正規約は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この改正規約は、2019年10月1日から施行する。

附則 この改正規約は、2021年4月8日から施行する。

附則 この改正規約は、2023年4月1日から施行する。